

2017年版

行政 書士

過去問
マスター

デラックス **DX**

㊞ 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrrc.or.jp> eメール：info@jrrc.or.jp 電話：03-3401-2382〉

はしがき

資格試験の学習において、過去問の重要性はいうまでもありません。どういうところが問われるのか、どの部分を学習しておけばよいのか教えてくれる唯一の素材であり、学習を進めていくにあたり有用な指針となるものです。特に近年の問題を分析して出題傾向を知っておくことは合格のために必須といえます。

本書は、平成24年度から平成28年度までの過去5年分の本試験問題を体系別に収録した行政書士試験の過去問集です（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。配点の高い、多肢選択式・記述式につきましては平成18年度以降の問題（過去11年分）を掲載しております。

なお、各問題は最近の改正法令により問題をアレンジし、解説してあります。

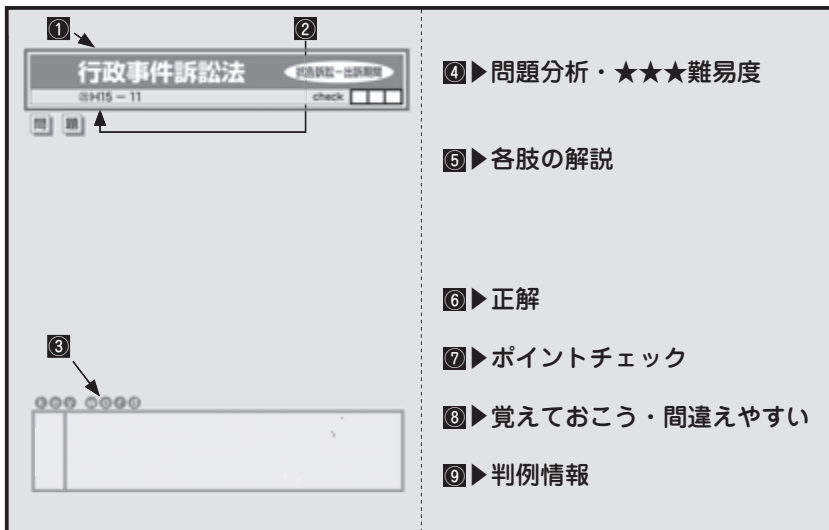
従来、『行政書士過去問マスターDX』^{デラックス}は2分冊形態で刊行しておりましたが、より使いやすい過去問集にすることをめざし、本年より1冊形態で刊行いたします。掲載問題を近年のものに絞り込み、内容をコンパクトにすることで、現在の行政書士試験における出題を効率よく短期間で知ることのできる学習ツールになっております。

本書を利用されるすべての受験生が、本試験において合格を果たされることを祈願いたします。

2017年1月

東京法経学院 制作部

本書の見方・使い方



本書は、本試験の問題を法令ごとに項目別に分類し、掲載しています。左（偶数）ページに問題を、右（奇数）ページに解説等を配置し、1問あたり各2ページで構成されています。ページを構成する様々な項目の内容については、以下の説明をご覧ください、本書を最大限にご活用下さい。

① タイトル

法令科目名と内容の分類を表示しています。分類ごとに配列していますので、学習しやすいかたちになっています。

② 出題年度と㊦マーク

本試験での出題年度と問題番号を表示しています。巻末に出題一覧表がありますので、各年度ごとに問題を見たいときなどにご利用下さい。㊦は法改正により問題文をアレンジしたという表示です。

③ key word・ワンポイントアドバイス

左ページ（偶数ページ）の下に『key word』又は『ワンポイントアドバイス』を記しました（記述のない頁もあります）。これは、問題文の中で分かりにくい用語を中心に、簡潔に紹介しています。問題を解くためのヒントではありません。

④ 問題分析・★★★難易度

出題の内容（何について問われているか）と出題の根拠（条文からか、判例からかなど）を表示しています。また、注意すべきポイントや解法（考え方）などについても紹介しています。

また、★印の数で、問題の難易度を表わしました。

★=易しい ★★=普通 ★★★=難しい

⑤ 各肢の解説

問題の5肢を解説しています。正解肢以外の肢についても、しっかり読むようにして下さい。なお、かっこ内の法令名のない条文は当該法令科目の条文です。

⑥ 正解番号

正解肢の番号です。問題を解く際には、奇数ページを本のカバーなどで隠して解くようにして下さい。

⑦ ポイントチェック

問題の中心となっている事項を簡潔にまとめました（記述のない頁もあります）。問題を解答するだけでなく、「知識」として身につけるようところがけて下さい。

⑧ 覚えておこう・間違えやすい

最重要事項や間違えやすいポイントを、まとめました（記述のない頁もあります）。知識の整理や確認に役立てて下さい。

⑨ 判例情報

各肢の解説で紹介された判例について、紹介しています（記述のない頁もあります）。



ご利用上の注意

1 本書は、平成24年度から平成28年度までの過去5年間分の業務法令科目及び一般知識の本試験問題について収録しています。また、多肢選択式・記述式につきましては、平成18年度以降の問題を掲載しています。収録にあたっては、講学上の体系にそって項目別に配列しなおしています。項目は、各法令の編・章に準じています。

2 本書は、原則として、2016年11月1日現在の法令に基づいて、編集しています。本書の編集基準日から、本試験の法令基準日（2017年4月1日）までの法令改正の情報につきましては、「法改正（正誤）情報」（下記）へアクセス下さい（なお、追録の送付はございませんのでご了承下さい）。

URL <http://www.thg.co.jp/support/book/>

3 本書では、平成29年度試験に対応するため、法令改正等により、一部問題文をアレンジして編集しています。

4 巻末に、科目別出題一覧をつけました。

5 さらに効果的な学習のため、本書と併せて弊社刊行の「行政書士合格ナビゲーション基本テキスト1, 2」のご利用をお勧めします。

TABLE OF CONTENTS

① 業務法令

基礎法学	10
憲法	32
行政法の一般的な法理論	106
行政手続法	182
行政不服審査法	224
行政事件訴訟法	246
国家賠償法・損失補償	312
地方自治法	336
民法	374
商法・会社法	510

② 一般知識

政治・経済・社会	562
情報通信・個人情報保護	638
文章理解	676

科目別掲載頁一覧	706
----------	-----

① 業務法令

基礎法学

問題

第二次世界大戦後の日本の法制度に関する次のア～オの出来事を年代順に並べたものとして正しいものはどれか。

- ア 行政事件訴訟特例法にかわって、新たに行政事件訴訟法が制定され、その際、無効等確認訴訟や不作為の違法確認訴訟に関する規定が新設された。
- イ それまでの家事審判所と少年審判所が統合され、裁判所法の規定に基づき、家庭裁判所が創設された。
- ウ 環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることなどを目的とする環境基本法が制定された。
- エ 民法の改正により、従来の禁治産・準禁治産の制度にかわって、成年後見制度が創設された。
- オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が制定され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する裁判員制度が導入された。

- 1 ア→エ→イ→オ→ウ
- 2 ア→イ→エ→ウ→オ
- 3 ア→イ→ウ→エ→オ
- 4 イ→ア→ウ→エ→オ
- 5 イ→エ→オ→ア→ウ

key word



禁治産・準禁治産の制度

平成11年民法改正以前の行為能力制限制度。「心神喪失ノ常況ニ在ル者」については禁治産者として後見人が付せられ、「心神耗弱者及ヒ浪費者」については準禁治産者として保佐人が付せられ行為能力が制限された（旧民法7条、11条等）。

問題分析



本問は、日本の法制度に関する出来事の年代順を問う問題です。

各肢の解説

- ア 1962 (昭和37) 年。**行政事件訴訟特例法は、行政事件に関し、民事訴訟法に対する特例（例えば、訴願前置主義、内閣総理大臣の異議の制度、事情判決の制度等）を一括して規定したものであったが、行政事件訴訟に関する他の規定との解釈上の疑義を生じることが少なくなかった。そこで、全般的な見直しが行われ、1962 (昭和37) 年に、行政事件訴訟特例法にかわって、新たに行政事件訴訟法が制定された。
 - イ 1949 (昭和24) 年。**第二次世界大戦後、家事事件は地方裁判所の支部として設けられた家事審判所において、少年事件は行政機関であった少年審判所において別個に取り扱われていた。しかし、日本国憲法の制定に伴い、特別裁判所の設置が禁止された（同法76条2項前段）ことから、少年審判所を最高裁判所の系列の裁判所に組織替えることになった。その際、家事審判所も地方裁判所から独立させ、少年審判所と統合することとなり、1949 (昭和24) 年に、裁判所法の規定に基づき、家庭裁判所が創設された。
 - ウ 1993 (平成5) 年。**従来、公害対策は公害対策基本法により、また、自然環境保護は自然環境保全法により行われていた。しかし、化学物質汚染等は、二つの別々の法体系でとらえていたのでは対応しきれず、環境の保全に関する施策を一元的に行うための法律が必要となった。そこで、1993 (平成5) 年に、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることなどを目的とする環境基本法が制定された。
 - エ 1999 (平成11) 年。**禁治産・準禁治産の制度では、①禁治産と準禁治産の二つしかなく、各人の判断能力や保護の必要性の程度に応じた柔軟な保護を提供できないこと、②禁治産・準禁治産宣告を受けた事実が戸籍に記載されるなどのように本人のプライバシーへの配慮が足りないことなどが問題であるとされていた。そこで、1999 (平成11) 年に、民法が改正され、従来の禁治産・準禁治産の制度にかわって、成年後見制度が創設された。
 - オ 2004 (平成16) 年。**国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることにより司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上が図られるとして、2004 (平成16) 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が制定され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与する裁判員制度が導入された。なお、裁判員制度は、2009 (平成21) 年から実施されている。
- 以上より、ア～オの出来事を年代順に並べると、イ→ア→ウ→エ→オであるから、正解は4である。

正解 4

ポイントチェック

第二次世界大戦後の日本の主な法制度改革

1946年	日本国憲法の制定
1947年	地方自治法の制定
1949年	家庭裁判所の創設
1962年	行政事件訴訟法、行政不服審査法の制定
1993年	行政手続法、環境基本法の制定
1999年	情報公開法の制定、成年後見制度の創設
2003年	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の制定
2004年	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の制定

① 業務法令

行政手続法

行政手続法

総合

H26 - 13

check

問題

行政手続法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政手続法の行政指導に関する規定は、地方公共団体の機関がする行政指導については、それが国の法令の執行に関わるものであっても適用されず、国の機関がする行政指導のみに適用される。
- 2 地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、行政手続法の意見公募手続に関する規定は適用されないが、地方公共団体の機関がする処分については、その根拠となる規定が条例に定められているものであっても、同法の処分手続に関する規定が適用される。
- 3 申請に対する処分であっても、処分をするか否かに行政庁の裁量が認められないと考えられる処分については、行政庁が審査をする余地がないため、届出の手続に関する規定が適用される。
- 4 行政庁が不利益処分をしようとする場合、処分の名あて人となるべき者でなくても、当該処分について法律上の利益を有する者に対しては、弁明の機会の付与の手続に関する規定が適用される。
- 5 行政手続法の規定が適用除外される事項は、同法に定められているので、個別の法律により適用除外とされるものはなく、個別の法律に同法と異なる定めがあっても同法の規定が優先して適用される。

key word



名あて人

処分の相手方として行政庁に名指しされた者のこと。

問題分析



本問は、行政手続法に関する総合問題です。

各肢の解説

- 1 **正しい**。行政手続法の行政指導に関する規定は、地方公共団体の機関がする行政指導については適用されず、国の機関がする行政指導のみに適用される（3条3項）。したがって、本肢は正しい。
- 2 **誤り**。地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、行政手続法の意見公募手続に関する規定は適用されない（3条3項）。しかし、地方公共団体の機関がする処分については、その根拠となる規定が条例に定められているものであれば、行政手続法の処分手続に関する規定は適用されない（3条3項）。したがって、本肢は誤っている。
- 3 **誤り**。届出とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう（2条7号）。届出の定義から申請に該当するものが除かれているように、行政手続法においては、届出と申請は別個のものとして位置づけられている。したがって、申請に対する処分について、届出の手続に関する規定は適用されないから、本肢は誤っている。
- 4 **誤り**。行政手続法は、不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続（聴聞、弁明の機会の付与）を執らなければならない旨定めている（13条1項）が、処分の名あて人となるべき者以外について、意見陳述のための手続を執らなければならない旨の定めはない。したがって、本肢は誤っている。
- 5 **誤り**。行政手続法1条2項は、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」と規定している。したがって、個別の法律に行政手続法と異なる定めがある場合は、当該個別の法律の規定が優先されるから、本肢は誤っている。

正解 1

ポイントチェック

申請と届出

申請	行政庁に応答義務あり →申請認容という応答行為によって申請者の期待する法律状態が実現
届出	行政庁は応答行為を行う必要はない →一定事項を通知すれば届出人が期待する法律状態が実現

① 業務法令

民法

民法総則

権利能力, 意思能力, 行為能力

H24 - 27

check

問題

権利能力, 制限行為能力および意思能力に関する次の記述のうち, 民法および判例に照らし, 妥当なものはどれか。

- 1 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については, 胎児は既に生まれたものとみなされるので, 胎児の母は, 胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。
- 2 失踪の宣告を受けた者は, 死亡したものとみなされ, 権利能力を喪失するため, 生存することの証明がなされ失踪の宣告が取り消された場合でも, 失踪の宣告後その取消し前になされた行為はすべて効力を生じない。
- 3 成年後見人は, 正当な事由があるときは, 成年被後見人の許諾を得て, その任務を辞することができるが, 正当な事由がないときでも, 家庭裁判所の許可を得て, その任務を辞することができる。
- 4 成年被後見人の法律行為について, 成年後見人は, これを取り消し, または追認することができるが, 成年被後見人は, 事理弁識能力を欠く常況にあるため, 後見開始の審判が取り消されない限り, これを取り消し, または追認することはできない。
- 5 後見開始の審判を受ける前の法律行為については, 制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできないが, その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは, 意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。

key word



意思能力

自己の行為の法的な結果を認識し判断することができる能力。

問題分析



本問は、権利能力、意思能力、行為能力に関する知識を問う問題です。

各肢の解説

- 1 **妥当でない。**胎児は損害賠償においては既に生まれたものとみなされる(721条)。胎児である間の権利能力について判例(大判昭和7・10・6)は、出生した場合、胎児であった時に遡って権利能力を取得すると解している。したがって、胎児である間には権利能力がないので、親が胎児を代理して法律行為をすることはできない。
- 2 **妥当でない。**失踪宣告は、従前の住所における失踪者の権利義務関係を整理するために死亡したものとみなすものであって、失踪者の権利能力を剥奪する制度ではない。したがって、失踪宣告を受けてもその者は有効に法律行為をすることはできる。
- 3 **妥当でない。**成年後見人は、正当な事由があるときに限って、家庭裁判所の許可を得て辞任することができる(844条)。
- 4 **妥当でない。**成年被後見人の行為は取り消すことができる(9条本文)。そして、成年後見人は、成年被後見人の行為について取消し及び追認をすることができる(120条1項, 122条)。これに対し、成年被後見人は追認をすることはできない(124条2項)が、自ら行った行為を取り消すことはできる(120条1項)。
- 5 **妥当である。**制限行為能力の要件を充足している者であっても、審判を受けるまでは制限行為能力者としての扱いを受けない(8条参照)。もっとも、意思能力がない場合には、その者が行った法律行為は無効である(大判明治38・5・11)。

正解 5

ポイントチェック

意思能力のない者の法律行為の効力

私的自治の原則を基本とする民法においては、自己の行為が正常な意思決定に基づいていることが、行為の結果に拘束されることの前提条件である。したがって、意思能力を欠く者が行った法律行為の効力は明文の規定が無いものの、無効であるとされている(大判明治38・5・11)。

政治・経済・社会

政治

汚職等疑獄事件

H24 - 48

check

問題

近現代の日本の汚職・政治腐敗などの疑獄事件に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- 1 外国製の軍艦や兵器の輸入をめぐる海軍高官の汚職事件であるジーマンス事件が発覚すると、都市民衆の抗議運動が高まり、山本権兵衛内閣は退陣することとなった。
- 2 日本社会党・民主党・国民協同党の三党が連立した片山哲内閣の枠組を引き継いだ芦田均内閣は、広く政界からGHQまで巻き込んだ疑獄事件である昭和電工事件により、退陣した。
- 3 造船疑獄事件で、吉田茂内閣への批判が強まるなか、鳩山一郎ら自由党反吉田派は離党して鳩山を総裁とする日本民主党を結成した。同年末に吉田内閣は退陣し、鳩山内閣が成立した。
- 4 航空機売り込みをめぐる収賄容疑で、現職の首相である田中角栄が逮捕されたロッキード事件が起きた。そのため、与党の自由民主党内で「田中おろし」がなされ、田中内閣が総辞職して福田赳夫内閣が成立した。
- 5 消費税導入を実現した竹下登内閣は、おりからのリクルート事件の疑惑のなかで退陣した。これを受け継いだ宇野宗佑内閣も、参議院選挙での与党大敗を受けて退陣することとなった。

key word



疑獄（事件）

政治問題化した大規模な贈収賄事件や、犯罪事実がはっきりせず、有罪か無罪か判決のしにくい裁判事件を指す。

問題分析



本問は、近現代の日本の汚職・政治腐敗などの疑獄事件に関する問題です。

各肢の解説

- 1 正しい。**ジーマンス（シーメンス）事件は、海軍の高官等がドイツのジーマンス（シーメンス）社から多額のリベートを受け取った汚職事件である。1914（大正3）年に発覚し、海軍長老の山本権兵衛内閣が総辞職に追い込まれた。
- 2 正しい。**1948（昭和23）年に起きた昭和電工事件は、大手化学肥料メーカーの昭和電工が、融資を受けるために、金品を政界・官界にばらまいたことから刑事事件に発展したもので、芦田均内閣が倒壊した。
- 3 正しい。**造船疑獄事件は、計画造船における利子軽減のための外航船建造利子補給法の制定請願をめぐる贈収賄事件である。政界・財界・官僚の被疑者多数が逮捕され、当時の吉田茂内閣が倒れる発端となった事件の一つである。
- 4 明らかに誤り。**田中角栄が逮捕されたのは退陣後の1976（昭和51）年のことであり、現職の首相の時ではない。また、田中内閣の次の内閣は三木武夫内閣であるため、明らかに誤っている。
- 5 正しい。**1989（平成元）年の参議院議員通常選挙は、リクルート問題や消費税問題等に加え、宇野首相の女性問題が争点となり、自民党が大敗し、宇野宗佑内閣は、在任期間わずか69日という短命内閣に終わった。

正解 4

+ 1

プラスワン

疑獄事件・贈収賄事件とそれによって倒閣した内閣のまとめ

疑獄事件・贈収賄事件	内閣
ジーマンス事件（1914（大正3）年）	山本権兵衛内閣
帝人事件（1934（昭和9）年）	斎藤実内閣
昭和電工事件（1948（昭和23）年）	芦田均内閣
造船疑獄（1954（昭和29）年）	吉田茂内閣